

阿賀野市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月26日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市規則第6号

阿賀野市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の退職管理に関する規則（平成28年阿賀野市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第22条第3号中「括弧書」を削り、「同法第86条第2項に規定する」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の16の2第1項第1号イに掲げる場合（令和9年以降の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市職員の退職管理に関する規則の規定は、令和7年12月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の阿賀野市職員の退職管理に関する規則の規定は、適用日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合について適用し、適用日前に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合については、なお従前の例による。